

須賀川市民スポーツ会館料金表 (令和8年4月1日改定)

1 専用使用料

使用区分			1時間あたり使用料	
			9時～17時	17時～21時
体育競技を目的とする場合	全面使用	一般	700円	1,400円
		高校生以下	300円	600円
	2分の1使用	一般	400円	700円
		高校生以下	200円	300円
体育競技以外を目的とする場合	非営利目的		2,600円	3,400円
	営利目的		10,200円	15,000円

2 個人使用料

使用区分	1回使用料	12回使用料(回数券12片)
一般	200円	2,000円
高校生	100円	1,000円
小中学生	50円	500円

備考 1回の使用時間は、2時間とする。

3 附属施設設備及び器具等の使用料

設備区分	使用単位	使用料
電気供給設備(持込機器に限る)	1時間1キロワットにつき	700円

4 表1～3の適用に関する共通事項

使用者が定められた時間を超えて使用した場合は、超えた1時間までごとに、それぞれの使用料の1時間に相当する額を徴するものとする。

※ 使用料が減免になる場合、使用料の合計額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。ただし、個人使用料は、この限りではない。

須賀川市民スポーツ広場・クラブハウス料金表 (令和8年4月1日改定)

1 専用使用料

施設区分	使用区分	1時間当たりの使用料
スポーツ広場	全 面	1,600円
	2分の1	800円
	4分の1	400円
クラブハウス	9時～17時	700円
	17時～21時	1,100円

備考

- 1 クラブハウスの使用は、原則として市民スポーツ広場の使用者に限る。ただし、シャワーは別途使用料を徴するものとする。
- 2 クラブハウスを使用者が定められた時間を超えて使用した場合は、超えた1時間までごとに、それぞれの使用料の1時間に相当する額を徴するものとする。

2 個人使用料

施設区分	使用区分	1回使用料
スポーツ広場	一 般	200円
	高校生以下	100円
	小中学生	50円

備考

- 1 高校生以下が使用する場合のスポーツ広場の専用使用料は、この表に定める額の2分の1とする。
- 2 個人使用における1回の使用時間は、2時間とする。

3 附属施設設備の使用料

施設区分	設備区分	使用単位	使用料
スポーツ広場	屋外照明	全 面	1時間 4,100円
		2分の1	1時間 2,100円
		4分の1	1時間 1,100円
クラブハウス	シャワー	1回	200円

備考

- 1 屋外照明を使用者が定められた時間を超えて使用した場合は、超えた1時間までごとに、それぞれの使用料の1時間に相当する額を徴するものとする。
- 2 シャワーの使用はクラブハウスの使用者に限る。

※ 使用料が減免になる場合、使用料の合計額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。ただし、個人使用料は、この限りではない。